

SCS Global Servicesの異議申立て・苦情解決手続

SCS Global Servicesは、[ここに](#)英語で書かれているFSCの苦情および異議申し立ての手順を遵守し、苦情および異議申し立てを調査します。SCSのクライアント業務に対する苦情の場合、その苦情を出した者は、SCSにその件の解決への参加を依頼する前にまずは、そのクライアントと一緒に解決に努めて下さい。異議申し立ての場合は、それを申し出た者は、SCSが下したいかなる不利な決定に対しても、その決定の通知日から30暦日以内に、SCSに審判請求する必要があります。SCSによるFSCの苦情および異議申し立ての手順は、依頼があれば、業務が行われている現地の言語で作成することも可能です。



[FSC Complaint and Appeal Procedure](#)